

黒川地区小中学校に係る次期事業スキームの  
検討に関するサウンディング調査実施要領

令和2年9月

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室

## 1 サウンディング調査の目的

本市では、川崎市麻生区に位置する黒川地区の世帯増に伴い、黒川地区小中学校の新設事業をPFI手法により実施しており、当該PFI事業（以下「現PFI事業」という。）は、平成18年8月の事業契約締結後、約2年間の設計・建設期間、15年間の維持管理・運営期間を経て、令和5年3月31日に契約期間を満了する予定です。

現在、次期事業開始に向け、2期目の事業である特性を踏まえたうえで、より効率的な管理運営、学校施設の長寿命化、大規模修繕・運営に係る財政負担の軽減に寄与する適切な事業手法等を検討しているところです。検討にあたっては、民間事業者の自らのノウハウに基づく考えや意向を反映することが重要と考えております。

そこで、この度、民間事業者から広く意見を求めることを目的にサウンディング調査を実施いたします。

## 2 黒川地区小中学校の概要

### (1) 学校づくりの理念

本市は、黒川特定地区区画整理事業（平成3年～平成18年）に伴い栗木台小学校、白鳥中学校の児童生徒数の急増、及び地域からの「学校を新しいまちづくりの核にしたい」との要望を受け、同一敷地内での小中学校合築整備を決定いたしました。

この決定を踏まえ、黒川地区に新設された小中学校である、はるひ野小学校・中学校は、以下に示す基本理念と目標に基づいた学校づくりを行っています。

#### 学校づくりの「基本理念」

地域と共に、小中9年を通して子ども達の豊かな心と個性を育める環境の創造

なお、「基本理念」に基づいて、児童・生徒の個性を伸ばし、自主性と良心を育てる学校、新しいまち＝黒川の地域づくり・人づくりの核となる学校づくりのため、以下の目標を設定しています。

### 【教育面】

- 9年間の成長を見通した教育目標を設定する。
- 子供達の成長過程を再考し、9年間の節を見直すと共に、節と節のスムーズな移行を行える「つなぎ」の仕掛けを生み出す。
- 教員－教員、教員－保護者、教員－地域、様々な場面で教育的連携を深める。

### 【環境面】

- 多様な教育環境を創出し、支え伸ばせる機能を持つ学習環境づくりを行う。
- 子供達の心身の健全な発達・成長の歩みを支える豊かな生活環境づくりを行う。
- 児童と生徒、児童・生徒と教員、教員と保護者・地域の心理的な距離感を緩和できる環境づくりを行う。

### 【地域・まちづくり】

- 地域文化を創出し、継承する役割を担う学校作りを行う。
- 新しいまちづくり＝ひとづくり＝コミュニティ形成の核となる学校づくりを行う。

## (2) 立地条件

所在地	川崎市麻生区はるひ野4丁目8番1号
敷地概要	<ul style="list-style-type: none"><li>• 敷地面積：約 30682.14 m<sup>2</sup></li><li>• 用途地域：第1種中高層住居専用地域</li><li>• 建ぺい率：60%</li><li>• 容積率：200%（地区整備計画により100%に制限）</li><li>• 防火指定：準防火地域</li></ul>
周辺状況	<p>黒川・はるひ野地区は、東京都心より西方約27km、川崎市中心部より約23kmの市境に位置し、東西約1.5km、南北約1.3kmの区域にある。市境ということで、東京都多摩市及び稲城市に隣接している。</p> <p>近隣には平成16年末に小田急多摩線はるひ野駅が開駅した。また京王相模原線若葉台駅にも隣接している。</p>

(3) 施設概要

施設概要	小中学校校舎等学校施設（延床面積：約 21,481 m <sup>2</sup> ） 小学校校舎、小学校体育館 中学校校舎、中学校体育館 給食室、格技室（柔道・剣道場）、プール
	わくわくプラザ（延床面積：約 160 m <sup>2</sup> ） 児童が、地域の人々との関わり、遊び等による豊かな生活体験を通して、生きる力、創造性豊かな心、共感する心を育むための施設（市の「小学校施設を活用した児童の健全育成事業」（わくわくプラザ事業）を実施するための施設）
	地域交流センター（延床面積：約 370 m <sup>2</sup> ） まちづくりの核、地域活動の拠点施設
クラス数 児童・生徒数 (令和2年度)	小学校 ・クラス数：34 クラス (1年生4クラス、2年生～6年生：5クラス×5学年＝25クラス 特別支援学級 5クラス) ・児童数：1,011人
	中学校 ・クラス数：15 クラス (各学年4クラス、特別支援学級 3クラス) ・生徒数：455人

施設配置図



(4) 現 P F I 事業の概要

ア 事業期間

期間区分	期間
設計・建設期間	平成 18 年 (2006 年) 8 月 31 日 (契約締結日) ～平成 20 年 (2008 年) 2 月
維持管理運営業務準備期間	平成 20 年 (2008 年) 2 月末日～同年 3 月末日
供用開始	平成 20 年 (2008 年) 4 月
維持管理・運営業務期間	平成 20 年 (2008 年) 4 月 ～令和 5 年 (2023 年) 3 月 (15 年間) ※安全管理業務については施設引渡し後実施

イ 業務分担

■ P F I 事業者の業務範囲及び業務内容

対象業務	業務内容
<b>設計・建設業務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計業務</li> <li>・ 建設・工事監理業務</li> </ul>	本事業の基本理念・目標を十分に理解したうえで、事業者の創意工夫による魅力ある施設を設計、建設する
<b>維持管理業務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物保守管理業務</li> <li>・ 建築設備保守管理業務</li> <li>・ 植栽・外構維持管理業務</li> <li>・ 清掃業務</li> <li>・ 環境衛生管理業務</li> <li>・ 安全管理業務</li> <li>・ 受付業務及びその他業務</li> <li>・ 情報システム維持管理業務</li> </ul>	<p>本事業の整備対象施設 (※) の機能を維持し、公共サービスの提供に支障を及ぼさないよう、また施設利用者及び関係者にとって、より快適な施設利用ができるよう、建物・設備及び外構等の性能及び状態を常時適切な状態に維持管理する</p> <p>※児童・生徒数の増加に伴い、維持管理・運営期間中に本市により校舎等を増築しており、当該増築分も P F I 事業者の維持管理業務の対象エリアとなっている</p>
<b>運営業務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校給食業務</li> </ul>	小学校児童及び教職員並びに学校長が指定する者への給食提供を行う (令和 2 年 8 月 31 日現在 1,087 食)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校給食業務 (平成 29 年 1 月開始)</li> </ul>	中学校生徒及び教職員並びに学校長が指定する者への給食提供を行う (令和 2 年 8 月 31 日現在 474 食)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校ランチサービス業務 (平成 28 年 12 月廃止)</li> </ul>	中学校生徒のうち希望者への独立採算による給食提供を行う
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域交流センターランチサービス業務 (平成 28 年 12 月廃止)</li> </ul>	地域交流センター利用者のうち希望する者への独立採算による給食提供を行う

■本市の業務範囲及び業務内容

対象業務	業務内容
・学校教育 (本市実施)	川崎市立はるひ野小学校、川崎市立はるひ野中学校の設置。
・わくわくプラザ運営 (NPO法人が指定管理者制度により運営)	放課後・土曜・長期休業日などに、はるひ野小学校わくわくプラザを設置・運営する。
・地域交流センター運営 (シルバー人材派遣センターに業務委託)	多目的ホール(大ホールと小ホールに間仕切り可能)、ミーティングルーム、コミュニティサロンの貸出業務を行っている。

ウ 事業方式

BTO方式

3 次期事業に係る現時点での市による想定等

(1) 民間に期待する事項

ア 学校施設の長寿命化

イ 子供達の心身の健全な発達・成長の歩みを支える環境づくりの一環としての給食提供

ウ 地域づくり、まちづくりに寄与する施設運営

(2) 事業スキーム

現 P F I 事業において民間事業者が担っている業務範囲の継続を主軸として、以下の3通りの事業スキームを検討しています。

		パターン1	パターン2	パターン3
業務範囲の考え方		現 PFI 事業の業務を継続	大規模修繕業務を追加	全ての業務を個別に発注 (他校と同様)
想定する事業手法		PFI-O/ 包括民間委託方式 (一括・性能発注)	PFI-RO、DBO (一括・性能発注)	業務委託 (個別・仕様発注)
想定する業務範囲	期初修繕	—	○	—
	維持管理	○	○	—
	修繕更新	○	○	—
	計画修繕	—	○	—
	計画外修繕	—	—	—
	給食運営	○	○	—
	わくわくプラザ運営	—	—	—
	地域交流センター運営	—	—	—
想定する事業期間		10~15年/ ~5年(※)	10~15年	単年度~約3年

○：民間事業者に一括・性能発注する業務に含めるもの

※：包括民間委託方式の場合

なお、上記表のうち、期初修繕、計画修繕、計画外修繕の定義は以下の通りです。

業務	定義
期初修繕	次期事業開始時に実施する大規模修繕工事
計画修繕	事業開始時に予め策定した修繕計画に基づいて実施する大規模修繕工事
計画外修繕	事業期間全体を通じて、予期せず発生する大規模修繕工事

また、想定する事業手法の概要は以下のとおりです。

手法	概要
PFI-O (Operate)	PFI法に基づき、行政所有の施設の維持管理、運営を一括して性能発注する手法であり、必要に応じて民間が資金調達を行う
PFI-RO (Rehabilitate - Operate)	PFI法に基づき、行政所有の施設の改修（設計含む）、維持管理、運営までを一括して性能発注する手法であり、改修等に必要となる資金を民間が調達する
DBO (Design-Build - Operate)	施設の設計、施工、維持管理、運営を一括して性能発注する手法 民間との関係では建設工事請負契約及び維持管理・運営の委託契約の組み合わせであり、民間資金を活用しない従来の公共事業の延長線上にある
包括民間委託方式	複数の業務や複数の施設の維持管理、運営に関する業務等を対象に、一括発注、性能発注により複数年度にわたり民間に委託する手法

### (3) 次期事業実施に関連する計画等

次期事業実施に当たり関連する計画は以下のとおりであり、本市HPより参照いただけます。

- 「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」（平成30年3月策定）  
<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000106496.html>
- 「学校施設長期保全計画」（平成26年3月策定）  
<http://www.city.kawasaki.jp/880/category/9-9-9-0-0-0-0-0-0-0.html>
- 学校における食に関する指導のてびき ～小中9年間を通じた食育の推進を目指して～（令和2年3月策定）  
<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000049486.html>

## 4 意見等をいただきたい事項

### (1) 次期事業の業務範囲について

「3(2)事業スキーム」を参考に、民間ノウハウの活用・創意工夫の余地、事業参画等の観点から、望ましい事業者の業務範囲について御意見お考えをお示ください。3つのパターンにこだわらず、業務範囲から除外するあるいは含める等、自由な組み合わせでも結構です。（例：業務範囲から除外すべき業務の有無、各業務の連携可能性、コンソーシアムの組成の可能性、それらの理由等）



(2) 次期事業の事業手法について

御意見としていただいた業務範囲とした場合、適切な事業手法について御意見お考えをお示してください。(例：包括民間委託方式、PFI-RO、DBO等、それらの理由等)

(3) 次期事業の事業期間について

御意見としていただいた業務範囲・事業手法とした場合、適切な事業期間について御意見お考えをお示してください。(例：5年未満、10年、15年、20年以上、それらの理由等)

(4) 次期事業のリスク分担について

御意見としていただいた業務範囲・事業手法とした場合、留意すべきリスク分担について御意見お考えをお示してください。(例：工事段階のリスク、維持管理・運営段階のリスク、その他共通的なリスク、それらの理由等)

(5) 事業への関心や参画の可能性

ア 次期事業への関心や参画の可能性について、御意見をお聞かせください。

イ 次期事業への参画にあたって障壁や課題となる点について、御意見をお聞かせください。

## 5 調査の実施方法

(1) 実施方法

ア 事前に提出いただいた書面による御意見をもとに、提案事業者ごとに個別対話（提案事業者より15分程度説明の後、45分程度の意見交換）を行います。

イ 新型コロナウイルス対策のため、オンラインでの実施を基本といたします。実施にあたっての日時、アクセス先、ミーティングID及びパスコードは、参加申込書（(5)ア 提出書類 参照。以下、同様。）に記載いただく「担当者」（以下、同様。）に追って御連絡致します。

ウ オンライン環境の不備等により、対面での実施を希望される場合は、参加申込書の該当箇所にチェックを入れてください。実施にあたっての日時、場所等につきましては、「担当者」に追って御連絡致します。

(2) 参加事業者

次期事業の事業主体として、参入を前向きに検討している企業、NPO、その他これらに類する団体を対象とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- オ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者
- カ 国税及び地方税を滞納している者

(3) 問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室 担当 菅原  
 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地  
 電話 044-200-0753（直通）／ F A X 044-200-3679  
 電子メール [88seibi@city.kawasaki.jp](mailto:88seibi@city.kawasaki.jp)

(4) スケジュール

内容	期間等
実施要領の公表	令和 2 年 9 月 25 日（金）
参加申込書の受付	令和 2 年 10 月 1 日（木）から 10 月 7 日（水） 午後 5 時まで
提案者との個別対話の実施	令和 2 年 10 月 19 日（月）から 10 月 30 日（金） ※実施日時等の詳細については、個別に連絡させていただきます。
提案結果のとりまとめ、公表	令和 2 年 11～12 月頃

(5) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- 様式 1 「黒川地区小中学校に係る次期事業スキームの検討に関するサウンディング調査 参加申込書」
- 様式 2 「黒川地区小中学校に係る次期事業スキームの検討に関するサウンディング調査 提案書」

イ 提出方法

- 様式 1 に必要事項を記入の上、「5（3）問い合わせ先」記載の電子メールアドレスに送付してください。

- 件名は、「サウンディングへの参加申込【事業者名】」とします。
- 様式2については、当日の意見交換を円滑にするために、事前に「5（3）問い合わせ先」記載の電子メールアドレスに送付してください。やむを得ず提出期間外の提出となる場合は、サウンディング調査当日の3日前（土日を除く。）までに、同電子メールアドレスに送付してください。なお、様式は任意のものでも構いません。

#### ウ 提出期間

- 令和2年10月1日（木）から10月7日（水）まで

#### （6）対話結果のとりまとめ、公表

対話の結果については、とりまとめの上、令和2年11月～12月頃に公表します。なお、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は公表しないこととし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。

## 6 今後のスケジュール

本調査の結果を踏まえて次期事業の事業スキームを検討のうえ、令和3年度には事業スキームを確定する予定です。PFIやDBO、包括民間委託方式等の手法を採用し民間活力の活用を図る場合は、同年度に事業者の公募、令和4年度に事業者を決定し現PFI事業者からの引継ぎを行い、令和5年度4月より次期事業を開始する予定です。

## 7 その他留意事項

### （1）本調査への参加及び調査内容の取扱い

ア 民間活力の活用を図り黒川地区小中学校次期事業を実施する場合、事業者の公募は改めて行います。

イ 本調査への参加実績は、黒川地区小中学校次期事業の事業者公募の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。

ウ 本市及び本調査参加者ともに、本調査意見書及び個別対話時の発言内容は、その時点での想定によるものとし、事業の実施等について何ら約束するものではありません。

### （2）費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。

### （3）追加調査等への御協力

今後、事業検討を進めていくに伴い、本市の必要に応じ、追加対話（書面によ

る照会を含む。) やアンケート等を行う可能性があります。可能な限りの御協力を  
をお願いいたします。

以上